（案）

日進市特定空家等判断基準

平成　　年　　月　　日

目次

１　趣旨・・・

１　趣旨

本基準は、日進市空家等対策計画（平成２９年３月）で規定する「特定空家等の判断の基準」として定めるものである。

特定空家等の認定の判断については、現地調査を行い、本基準の内容を確認したうえで、「日進市空家等対策協議会」及び「日進市特定空家等認定委員会」の意見をふまえ、本市が認定する。

２　基本的な考え方

「空家等の対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家等対策特措法」という。）では、第３条で空家等の所有者等（以下「所有者等」という。）に、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるよう規定している。

市では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策特措法第５条第１項に規定する基本指針に即した日進市空家等対策計画を策定し、その中で、空家等の適切な管理については、所有者等の責務として空家等の管理を促していくことを基本として、空家等対策を進めていくこととしており、適切な管理がされていない空家等を確認した場合、自主的な改善を促している。

しかし、改善が図られず、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態である空家については、本基準による「特定空家等」の判断事務から「特定空家等」の認定に向けた事務処理を行っていく。

なお、本基準は、空家等対策特措法第１４条第１４項の規定に基づき定められた「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針」（以下「ガイドライン」という。）を基本としているため、本判断基準における「おそれのある状態」とは、そのまま放置した場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能性まで含む概念でないものであることから、特に「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」については、地域住民の日常生活への支障について調査し、判断していくこととする。

本基準を踏まえ「特定空家等」に認定された場合は、空家等特措法第１４条

に基づき、助言又は指導、勧告、命令等、改善に向けた働きかけを迅速に行っていくことになるため、「特定空家等」の認定については、その後の行政指導や行政処分において、所有者等の財産権の制約が伴う行為が含まれることから、慎重に手続きを進めていくものとする。

3　「特定空家等」判断及び認定に関する作業フロー

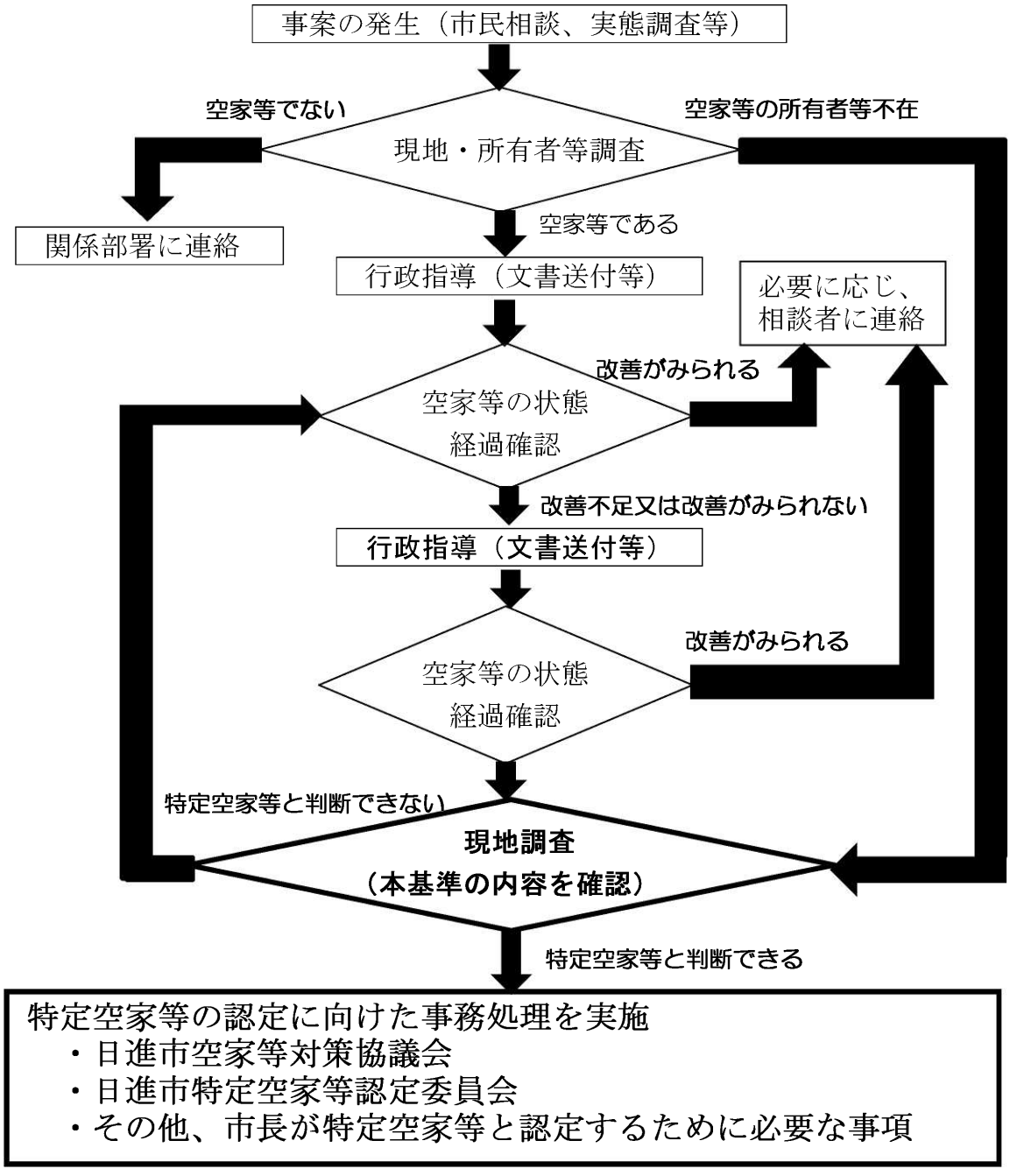

４　「特定空家等」を判断するための評価分類

「特定空家等」を判断するための評価分類は、ガイドラインを踏まえ、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>大分類</th><th>中分類</th><th>小分類</th><th>参考とする基準・法令等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</td><td rowspan="3">建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。</td><td>建築物が倒壊等するおそれがある。</td><td rowspan="3">・「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会）
・「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（監修　国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会）
・「特殊建築物等定期調査業務基準」（監修　国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会）
・「空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」（国土交通省）
・その他</td></tr>
<tr><td>屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。</td><td>・「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）
・「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）
・その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>・地域住民への聞き取り
・その他</td></tr>
</table>

大分類	中分類	小分類	参考とする基準・法令等
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	建築物又は設備等の破損等が原因で小分類の状態にある。	吹付石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。	・建築基準法 ・その他
		浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	・浄化槽法 ・悪臭防止法 ・その他
		排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他
	ごみ等の放置、不法投棄が原因で小分類の状態にある。	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	・浄化槽法 ・悪臭防止法 ・平成7年9月13日環境庁告示第63号（臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法） ・その他
		ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・その他
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他
	その他		

大分類	中分類	小分類	参考とする基準・法令等
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。	・景観法 ・その他
		景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例に定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。	
		地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。	
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他
	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。	・景観法 ・その他 ・地域住民への聞き取り ・その他

大分類	中分類	小分類	参考とする基準・法令等
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	・景観法 ・その他 ・地域住民への聞き取り ・その他
		看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。	
		立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。	
		敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。	
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他
その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	立木が原因で小分類の状態にある。	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。	・民法 ・道路法 ・その他
		立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他
	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	・平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号（騒音に係る環境基準について） ・その他

大分類	中分類	小分類	参考とする基準・法令等
その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。	動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	・悪臭防止法 ・平成７年９月 13 日環境庁告示第 63 号（臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法） ・その他
		敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	・「建築物におけるねずみ・昆虫等防除技術基準」（社団法人日本ペストコントロール協会、社団法人全国ビルメンテナンス協会） ・「ＩＰＭに基づくねずみ・害虫管理の進め方」（社団法人日本ペストコントロール協会、社団法人全国ビルメンテナンス協会） ・「住環境の害虫獣対策」（財団法人日本環境衛生センター） ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・その他
		多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
		住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
		シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他

大分類	中分類	小分類	参考とする基準・関係法令等
その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	建築物等の不適切な管理等が原因で、小分類の状態にある。	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。	・地域住民への聞き取り ・その他
		屋根の雪止めの破損等、不適切な管理により、空家等からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。	
		周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。	・「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会） ・その他
		その他	・地域住民への聞き取り ・その他

５　「特定空家等」の判断方法

「特定空家等」の判断については、次のとおり行うものとする。

（１）２人以上の調査員で、現地調査を行う。

（２）評価分類ごとに設定した調査項目を示した「日進市特定空家等判断チェックシート」を用い、各調査項目の「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」を確認する。

○「日進市特定空家等判断チェックシート」（抜粋）

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	・・・が確認できる	○	○	・・・	×		・・・	・・・・・・

（３）「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」の判断は、該当する場合「該当」欄に「○」、該当しない場合「該当」欄に「×」、判断ができない場合「該当」欄に「不明」、構造等から調査する必要が無い場合「該当」欄に「不要」を記入し、その理由を「理由」欄に記入する。

（４）「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「該当」するが、軽度なものであり、ガイドラインで規定する「おそれがあるもの」に該当しない場合は、「軽度」欄に「○」を記入する。

（５）「① 空家等の損傷度合い等」・「周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入する。

（６）その他、「特定空家等」の判断に必要と思われる事項は、「備考」欄にその内容を詳細に記入する。

（７）「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」欄に「○」がある場合、「特定空家等」の可能性が大きいと判断する。

（８）各調査項目の判断を踏まえ、総合判断を行い、最終的に「特定空家等」と判断する。

（９）調査項目の現状がわかる現場状況写真の撮影や周辺への影響がわかる図面等を作成する。

（10）各判断は、現地調査を行った調査員の合議で行うこととする。

６　日進市特定空家等判断チェックシート

（その1）

日進市特定空家等チェックシート

整理番号		調査年月日	年　月　日	調査員氏名	

●空家等の概要

1	所在地	日進市
2	捕捉経緯	□ 地域住民からの苦情　□ 地元行政区等からの要望　□ パトロール □ その他（　　）
3	構造	□ 木造（ 在来 ・ 枠組 ）　□ 鉄骨造　□ ＲＣ造　□ 不明
4	階数	□ 平屋　□ ２階建　□ その他（　　）
5	建築規模	㎡ （登記簿に記載の面積、不明の場合は概算面積）
6	建築年	年 （登記簿に記載の年数、不明の場合は「不明」）
7	空家年数	年 【判断根拠】 □ 住民票　□ 水道の使用状況　□ 聞き取り　□ その他（　　）
8	付属建物	□ なし　□ 物置　□ 車庫　□ その他（　　）
9	擁壁	□ なし　□ 見地石　□ ＲＣ　□ 矢板　□ その他（　　）
10	塀	□ なし　□ ＣＢ　□ ＲＣ　□ その他（　　）
11	樹木	□ なし　□ 高木（3m以上）＿＿＿本　□ 低木（3m未満）＿＿＿本
12	その他	

●これまでの指導内容

●地域住民からの苦情や地元行政区等からの要望等の状況

●所有者等の状況

日進市特定空家等チェックシート

●空家等の隣接地の状況

東	☐ 道路 【幅員：　　m（車道　　m、歩道　　m】　【通学路該当：☐ 該当　☐ 非該当】 【歩道形式：☐ マウントアップ式　　☐ セミフラット式　　☐ フラット式）】 ☐ 住宅　☐ 店舗　☐ 駐車場　☐ 公園　☐ 農地　☐ 空き地　☐ 山林 ☐ その他（　　） ※　空家等の軒からの距離　　m
西	☐ 道路 【幅員：　　m（車道　　m、歩道　　m】　【通学路該当：☐ 該当　☐ 非該当】 【歩道の形状：☐ マウントアップ式　　☐ セミフラット式　　☐ フラット式）】 ☐ 住宅　☐ 店舗　☐ 駐車場　☐ 公園　☐ 農地　☐ 空き地　☐ 山林 ☐ その他（　　） ※　空家等の軒からの距離　　m
南	☐ 道路 【幅員：　　m（車道　　m、歩道　　m】　【通学路該当：☐ 該当　☐ 非該当】 【歩道の形状：☐ マウントアップ式　　☐ セミフラット式　　☐ フラット式）】 ☐ 住宅　☐ 店舗　☐ 駐車場　☐ 公園　☐ 農地　☐ 空き地　☐ 山林 ☐ その他（　　） ※　空家等の軒からの距離　　m
北	☐ 道路 【幅員：　　m（車道　　m、歩道　　m】　【通学路該当：☐ 該当　☐ 非該当】 【歩道の形状：☐ マウントアップ式　　☐ セミフラット式　　☐ フラット式）】 ☐ 住宅　☐ 店舗　☐ 駐車場　☐ 公園　☐ 農地　☐ 空き地　☐ 山林 ☐ その他（　　） ※　空家等の軒からの距離　　m
その他 （　　）	☐ 道路 【幅員：　　m（車道　　m、歩道　　m】　【通学路該当：☐ 該当　☐ 非該当】 【歩道の形状：☐ マウントアップ式　　☐ セミフラット式　　☐ フラット式）】 ☐ 住宅　☐ 店舗　☐ 駐車場　☐ 公園　☐ 農地　☐ 空き地　☐ 山林 ☐ その他（　　） ※　空家等の軒からの距離　　m

（その3）

日進市特定空家等チェックシート

●周辺への影響図

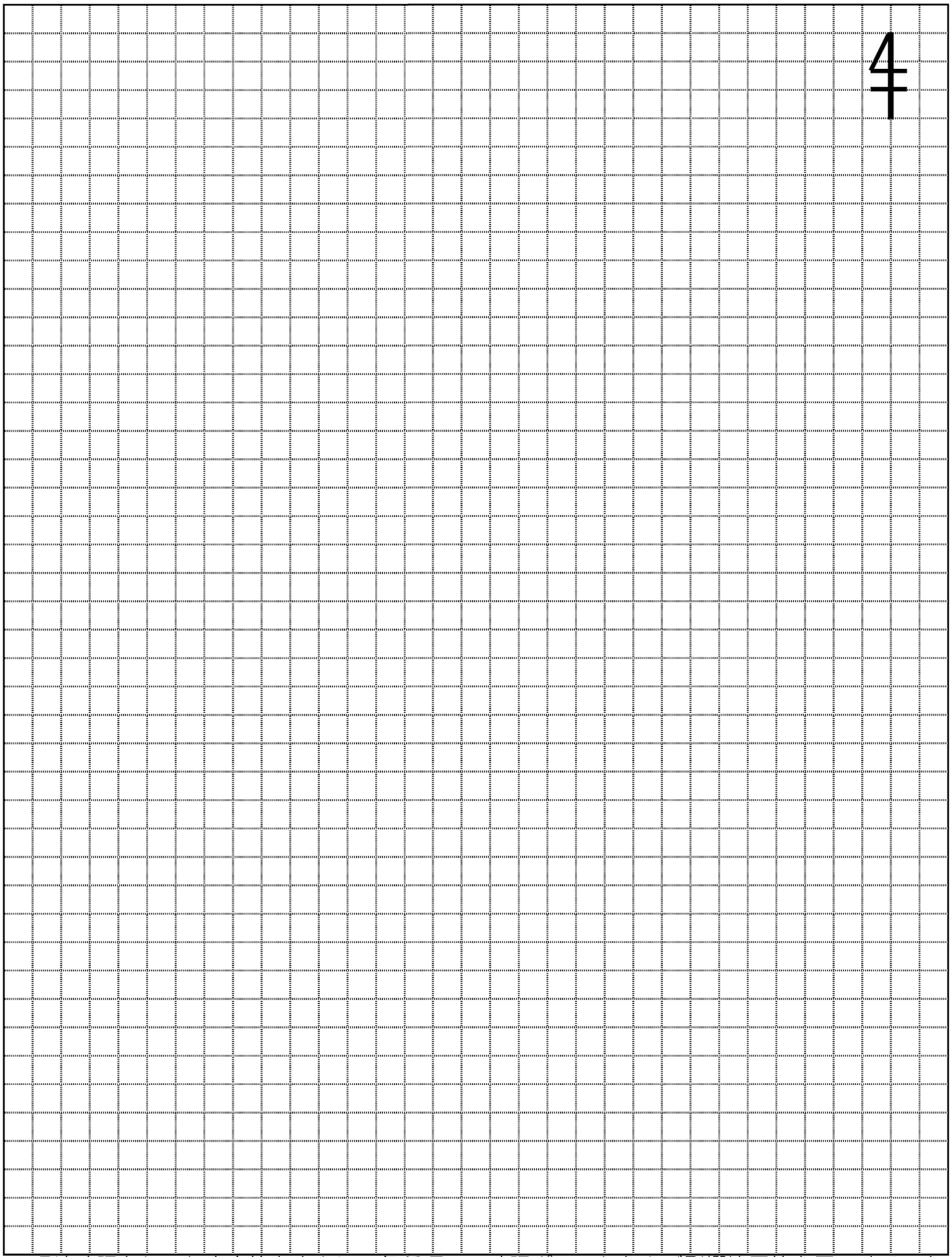

※現地確認を行った空家等を中心に、各種項目の確認ポイントおよび影響範囲等を図示すること。

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
小分類	建築物が倒壊等するおそれがある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	建築物の倒壊、落階、上階とのずれが確認できる。							
2	基礎が不同沈下又は建築物の傾斜が確認できる。							
3	木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。2階以上の階が傾斜している場合も同様に確認できる。							
4	鉄骨造建築物について、1/30超の傾斜（傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合）が確認できる。							
5	鉄骨造建築物について、1/50超の傾斜（傾斜を生じた階の上の階数が2階以下の場合）が確認できる。							
6	基礎の大きな亀裂や多数のひび割れ、破損又は変形が確認できる。							
7	土台の腐朽、破損、変形又は蟻害が確認できる。							
8	基礎と土台のずれが確認できる。							
9	直接地面に接する土台又は掘立柱等の腐朽、破損又は蟻害が確認できる。							
10	基礎と土台の緊結金物の腐食、脱落が確認できる。							
11	柱、はり、筋かいに大きな亀裂や多数のひび割れ、腐朽、破損、変形又は蟻害が確認できる。							
12	柱とはりのずれ又は脱落が確認できる。							
13	柱とはりの接合部の腐食、脱落が確認できる。							
14	前回の調査（　年　月　日）と比較して、建築物が倒壊等するおそれがが顕著であることが確認できる。							
15	【その他】							
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
小分類	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	屋根の落ち込みや浮き上がり等の変形、破損等が確認できる。							
2	屋根ふき材（瓦やトタン等）が剥落又は飛散のおそれがある。							
3	軒の裏板、たる木等の腐朽や破損が確認できる。							
4	雨樋が垂れ下がっている又は雨樋の著しい変形や留め具の痛みにより脱落や飛散のおそれがある。							
5	ひさしの腐朽、破損や剥落が確認できる。							
6	軒が垂れ下がっていることが確認できる。							
7	壁体を貫通する穴が生じていることが確認できる。							
8	外壁の仕上げ材が剥落、腐朽、破損している。又は腐朽、破損等により剥落、飛散などのおそれがある。							
9	外壁の剥落、腐朽、破損により下地が露出していることが確認できる。							
10	外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き上がりが確認できる。							
11	外壁にひび等があり、外壁の脱落等の危険性が確認できる。							
12	窓や戸袋などが痛みや破損等により落下のおそれがある。							
13	看板の仕上げ材が剥落していることが確認できる。							
14	看板、給油設備、屋上水槽等が破損や転倒、脱落していることが確認できる。							
15	看板、給油設備、屋上水槽等の支持部分が腐食や破損していることが確認できる。							
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
小分類	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
16	アンテナ、煙突、空調設備、配管など屋根や外壁等にある建物の付属物が転倒、破損等により落下や飛散のおそれがある。							
17	屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落していることが確認できる。							
18	屋外階段、バルコニーの傾斜が確認できる。							
19	屋外階段、バルコニーに歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等が確認できる。							
20	屋外階段、バルコニーの傾斜が確認できる。手すりや格子にぐらつき、傾きが確認できる。							
21	屋外階段、バルコニーのブラケットのはずれ、取付けビスのゆるみやはずれが確認できる。							
22	門又は塀にひび割れ、破損が生じていることが確認できる。							
23	門又は塀の傾斜が確認できる。							
24	門扉、門柱及び支柱に錆、変形、ぐらつき等が確認できる。							
25	塀にぐらつき等が確認できる。							
26	コンクリート、ブロック等の塀に亀裂等の劣化、損傷等が確認できる。							
27	塀と控え柱・壁の接続部に亀裂等がある。又は離れていることが確認できる。							
28	塀の金属フェンス等に変形、破損、錆、腐食、ゆるみ等が確認できる。							
29	基礎部が陥没する等、塀基礎部と周辺地盤との間に相対的な著しい沈下又は隆起が確認できる。							
30	塀の基礎部に亀裂等が確認できる。							
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
小分類	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
31	前回の調査（　年　月　日）と比較して、屋根、外壁等の脱落、飛散等するおそれが顕著であることが確認できる。							
32	【その他】							
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
小分類	

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	擁壁表面に水がしみ出し、流失していることが確認できる。							
2	水抜き穴の詰まりが生じていることが確認できる。							
3	ひび割れが発生していることが確認できる。							
4	前回の調査（　年　月　日）と比較して、擁壁が老朽化し危険となるおそれが顕著であることが確認できる。							
5	【その他】							
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
中分類	その他
小分類	

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15	前回の調査（　年　月　日）と比較して、老朽度が顕著であることが確認できる。							
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	建築物又は設備等の破損等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況にある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	耐火建築物の梁や階段・駐車場等に吹付け石綿等が使用されており飛散し暴露するおそれがある。							
2	住宅の屋根材・壁材・間仕切り材・床材・天井材等にアスベスト含有成型版が使用されており、老朽化等により破損しているため飛散するおそれがある。							
3	前回の調査（　年　月　日）と比較して、吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況が顕著であることが確認できる。							
4	【その他】							
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	建築物又は設備等の破損等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	建築物又は設備等の破損等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

）と比較して、衛生上有害となっている状況か		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	放置された物品等が雨水・排水等により流出し、臭気の発生が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	建築物又は設備等の破損等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	ごみ等の放置、不法投棄が原因で、小分類の状態にある。
小分類	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	ごみ又は社会通念上、ごみとみなせる物体等の放置、不法投棄による臭気が確認できる。							
2	臭気が、地域住民の家屋の中まで漂っていることが確認できる。							
3	前回の調査（　年　月　日）と比較して、ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況が確認できる。							
4	【その他】							
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	ごみ等の放置、不法投棄が原因で、小分類の状態にある。
小分類	ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	ごみ又は社会通念上、ごみとみなせる物体等の放置、不法投棄により多数のねずみ、はえ、蚊等が発生していることが確認できる。							
2	空家等で発生したねずみ、はえ、蚊等が、地域住民の家屋又はその敷地に入ってきていることが確認できる。							
3	前回の調査（　年　月　日）と比較して、ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状況が顕著であることが確認できる。							
4	【その他】							
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	ごみ等の放置、不法投棄が原因で、小分類の状態にある。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
中分類	その他
小分類	

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態
小分類	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	前回の調査（　年　月　日）と比較して、景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態が顕著であることが確認できる。							
2	【その他】							
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態
小分類	景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例に定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	前回の調査（　年　月　日）と比較して、景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例に定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態が顕著であることが確認できる。							
2	【その他】							
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態
小分類	地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	自治会等として、空家等の景観が、社会通念や自治会等のルールに適合していない状態が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

（その6－4）

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。
小分類	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上傷んだり汚れたまま放置されている状態が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。
小分類	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	窓ガラスが割れたまま放置されている状態が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、多数の窓ガラスが割れたまま放置されている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。
小分類	看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	看板が破損、汚損したまま放置した状態が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。
小分類	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	立木等が繁茂していることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。
小分類	敷地内にごみ等が散乱、山積みしたまま放置されている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	敷地内にごみ又は社会通念上、ごみとみなせる物体等が散乱、山積みしたまま放置されていることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、敷地内にごみ等が散乱、山積みしたまま放置されている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
中分類	その他、小分類のような状態にあり、周辺の景観と著しく不調和な状態である。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	立木が原因で小分類の状態にある。
小分類	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	立木の枝等が近隣の道路、家屋の敷地電線等に越境していることが確認できる。							
2	立木の枯損等により近隣の家屋の敷地に倒伏するおそれがある。							
3	立木の折れた枝等が近隣の家屋の敷地に飛散し、生活環境が悪化していることが確認できる。							
4	前回の調査（　年　月　日）と比較して、立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている状態が顕著であることが確認できる。							
5	【その他】							
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	立木が原因で小分類の状態にある。
小分類	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等への通行を妨げている。

	調査項目	① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者や車両の通行を妨げる、又は、妨げるおそれがある。							
2	立木の枯損等により近隣の道路等に倒伏するおそれがある。							
3	立木の折れた枝等が近隣の道路に飛散し、生活環境が悪化していることが確認できる。							
4	前回の調査（　年　月　日）と比較して、立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等への通行をさまたげる状態が顕著であることが確認できる。							
5	【その他】							
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	立木が原因で小分類の状態にある。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	動物等の鳴き声等が地域住民の家屋内まで聞こえ、騒音として日常生活に支障を及ぼしていることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	動物等のふん尿や汚物等による臭気が地域住民の家屋内まで入り、臭害として日常生活に支障を及ぼしていることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	敷地外への動物等の毛や羽毛等の飛散が確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

	調査項目	① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生していることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	住み着いた動物等が地域住民の家屋の敷地内に侵入していることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して住み着いた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	シロアリが発生し、地域住民の家屋又はその敷地に飛来していることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に空き影響を及ぼすおそれがある状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	空家等に住みついた動物等が原因で、小分類の状態にある。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	建築物等の不適切な管理等が原因で小分類の状態にある。
小分類	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	門扉の開放や窓ガラスの破損が見られる等、不特定多数の者が容易に侵入できる状態で放置されていることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定のものが容易に侵入できる状態で放置されている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	建築物等の不適切な管理等が原因で小分類の状態にある。
小分類	屋根の雪止めや破損等、不適切な管理により、空家等からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	屋根からの落雪により、通行支障のおそれが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、屋根の雪止めや破損等、不適切な管理により、空家等からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	建築物等の不適切な管理等が原因で小分類の状態にある。
小分類	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	周辺の道路や家屋の敷地等に土砂等が流出していることが確認できる。							
2	前回の調査（　年　月　日）と比較して、周辺の道路、家屋の敷地等の土砂が大量に流出している状態が顕著であることが確認できる。							
3	【その他】							
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

日進市特定空家等チェックシート

●評価分類別判断票

大分類	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
中分類	建築物等の不適切な管理等が原因で小分類の状態にある。
小分類	その他

調査項目		① 空家等の損傷度合い等			② 周辺への影響			備考（①の定量的指標等）
		該当	軽度（経過観察）	理由	該当	軽度（経過観察）	理由	
1	【その他】							
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
「特定空家等」の可能性が大きいと判断できる。 ※「① 空家等の損傷度合い等」・「② 周辺への影響」両方の「該当」に「○」がある場合、右欄に「○」を記入する。								

※「①　空家等の損傷度合い等」・「②　周辺への影響」について、「参考とする基準・関係法令等」で定量的な判断ができる場合は、その内容や参考とした基準・関係法令等を「備考」欄に記入すること。

●所見

（その8）

日進市特定空家等チェックシート

●集計票：「特定空家等」の可能性が大きいと判断した調査項目

チェックシート名	調査項目番号
その4－1	
その4－2	
その4－3	
その4－4	
その4－5	
その5－1	
その5－2	
その5－3	
その5－4	
その5－5	
その5－6	
その5－7	
その5－8	
その6－1	
その6－2	
その6－3	
その6－4	
その6－5	
その6－6	
その6－7	
その6－8	
その6－9	
その6－10	
その7－1	
その7－2	
その7－3	
その7－4	
その7－5	
その7－6	
その7－7	
その7－8	
その7－9	
その7－10	
その7－11	
その7－12	
その7－13	
その7－14	

●総合判断

	判断に至った理由
□ 「特定空家等」と判断できる可能性が高い。	
□ 「特定空家等」判断できる可能性が低い。	
□ 現在は「特定空家等」と判断することは難しいが、将来的に「特定空家等」と判断する可能性が高いことから、経過観察する必要がある。	

●所見

7　留意事項

本基準の内容の確認は、空家等の内部構造や朽廃の状況等を確認しなければ判断できない調査項目があるため、原則、空家等対策特措法第９条の規定による立入調査等による現地調査を行うこととするが、立入調査等が困難な場合、外観目視による調査によって判断するものとする。

また、総合判断するためには、「空家等」及び「地域住民の家屋」ともに所有者の財産権に直結する行為となる可能性があることから、慎重に判断する必要があるため、各チェックシートの「備考」欄・「所見」欄等については、空家等の状況等を詳細に記入するものとする。